

※ 青字部分を改正

築上町政治倫理条例

(目的)

第1条 この条例は、町政が町民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その受託者たる町長、副町長、教育長（以下「町長等」という。）、町議会議員（以下「議員」という。）、公営企業管理者及び公社役員（以下「その他の特別職」という。）が町民全体の奉仕者として、人格と倫理の向上に努め、いやしくもその地位による影響力を不正に行使して、自己の利益を図ることのないよう必要な措置を定めることにより、町政に対する町民の信頼に応えるとともに、町民が町政に対する正しい認識と自覚を持ち、もって公正で開かれた民主的な町政発展に寄与することを目的とする。

(町長等、議員その他の特別職及び町民の責務)

第2条 町長等、議員及びその他の特別職は、町民の信頼に値する倫理性を自覚し、町民に対し自ら進んでその高潔性を明らかにしなければならない。

2 町長等、議員及びその他の特別職は、常に町民全体の利益を擁護し、いやしくも特定の個人、団体の利益を求めて、公共の利益を損なうようなことがあってはならない。また、町長等、議員及びその他の特別職は、刑法上の贈収賄罪に該当するか否かを問わず、その職務の公正を疑わせるような金品授受等の行為をしてはならない。

3 町民は、主権者として自らも町政を担い、公共の利益を実現する自覚を持ち、町長等、議員及びその他の特別職に対し、その権限又は地位による影響力を不正に行使させるような次に掲げる働きかけを行ってはならない。

(1) 次条第1項第3号に規定する工事等の指名又は選定の依頼

(2) 町職員（臨時的任用職員及び会計年度任用職員を含む。以下「職員等」という。）の採用に関して推薦又は紹介の依頼

(3) その他飲食の供与等社会通念上疑惑を持たれるおそれのある行為

(政治倫理基準)

第3条 町長等、議員及びその他の特別職は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

(1) 町民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。

(2) 町民全体の奉仕者として常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品をも授受しないこと。

(3) 町（町が設立した公社、町が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資し、又は拠出している公益法人、株式会社、有限会社を含む。第10条第1項第3号、第16条第1項において同じ。）が行う工事等の請負契約、下請工事、業務委託契約及び一般物品納入契約に関して特定業者を推薦し、又は紹介する等有利な取り計らいをしないこと。

- (4) 職員等の公正な職務執行を妨げ、その権限又はその地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。
 - (5) 職員等の採用に関して推薦又は紹介をしないこと。
 - (6) 議員は、職員の昇格、異動に関して推薦又は紹介をしないこと。
 - (7) 議員は、町が助成している団体等及び町の直轄する団体等の役員に就任しないこと。
 - (8) 政治活動に関して企業、団体等から寄附等を受けないものとし、その後援団体についても政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けないこと。
- 2 町長等、議員及びその他の特別職は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら潔い態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。

(資産等報告書の提出義務)

第4条 町長等、議員及びその他の特別職（職員等を除く。）は、毎年1月1日現在の資産、地位、肩書、前年1年間の収入、贈与、税等の納付状況を記載した報告書（以下「資産等報告書」という。）を作成し、毎年5月15日から同月31日までに、町長等及びその他の特別職にあっては町長に、議員にあっては町議会議長（以下「議長」という。）に提出しなければならない。

- 2 前項の資産等報告書の提出には、提出義務者の配偶者及び扶養の親族（以下「配偶者等」という。）に係る資産等報告書も併せて提出しなければならない。
- 3 資産等報告書には、規則の定めるところにより、必要な証明書類を添付しなければならない。
- 4 議長は、第1項及び第2項の規定により提出された議員等の資産等報告書を提出期限から10日以内に町長に送付し、町長は、町長等及びその他の特別職の資産等報告書とともに15日以内にこれを町民の閲覧に供しなければならない。ただし、前項の証明書類は、閲覧の対象としない。

(資産等報告書の記載事項)

第5条 資産等報告書には、次に掲げる事項を記入しなければならない。

(1) 資産

- ア 土地 所在、地目、面積、取得の時期及び価額
- イ 建物 所在、種類、構造、床面積、取得の時期及び価額
- ウ 不動産に関する権利（借地権等） 権利の種類、契約期日及び契約価額
- エ 動産 価額が50万円以上の自動車、農機具、船舶、航空機、美術工芸品及び貴金属の種類、数量、価額及び取得時期
- オ 預貯金 預入金融機関名、預貯金の種類及び金額、定期預金の預金日及び満期日
- カ 信託 信託に関する権利の種類、受託者、信託財産の種類、数量、信託の時期及び価額
- キ 有価証券 公債、社債、株式、出資その他の有価証券の明細、取得期日、取得価額、額面金額及び時価額

- ク ゴルフ会員権 クラブ等の名称、口数及び時価額
- ケ 貸付金及び借入金 1件につき50万円以上の貸付金及び借入金の明細、契約期日及び金額
- コ 保証債務 金銭保証、身元保証等の保証債務の内容及び金額（ただし、金銭保証については、同一人に対し総額50万円未満のものを除く。）
- サ 貯蓄性保険 貯蓄性の生命保険、損害保険等の種類、保険会社名、契約期日及び保険金額

(2) 地位及び肩書

- ア 企業その他の団体における役職名及び報酬（顧問料等その名目を問わない。）の有無及び金額（ただし、宗教的、社交的及び政治的団体を除く。）
- イ 公職を退いた後の採用に関する契約その他の取決めについての相手方及び条件

(3) 収入、贈与及びもてなし

- ア 給与、報酬、事業収入、配当金、利子、賃貸料、謝礼金、講演料、原稿料、農業所得、年金その他これらに類する収入の出所及び金額。ただし、1出所当たり3万円以上のもの
- イ 1出所当たり3万円以上の贈与及びもてなし（交通、宿泊、飲食、娯楽等）の出所、内容及び金額又は価額

(4) 税等の納付状況

- ア 所得税及び事業税の前年分、町県民税、固定資産税、国民健康保険税（料）、自動車税及び軽自動車税、消費税及び国民年金保険料の前年度分の納付状況
- イ 普通地方公共団体に関する使用料等の前年度分の納付状況
(政治倫理審査会の設置)

第6条 資産等報告書の審査その他の処理を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号、[以下「法」という。](#)）第138条の4第3項の規定により、築上町政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会の委員は、5人とし、資産等報告書等の審査に関して専門的知識を有する者及び法第18条に定める選挙権を有する町民のうちから、町長が公正を期して委嘱する。
- 3 審査会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、任期が満了した場合においては、後任の委員が委嘱されるまでその職務を行う。
- 5 審査会の会議は、公開するものとする。ただし、やむを得ず非公開とするときは、委員定数の3分の2以上の同意を必要とする。
- 6 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(審査会の職務)

第7条 審査会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 資産等報告書の審査結果を町長に報告すること。

- (2) 第10条第2項に規定する必要な調査、回答及び勧告をすること。
 - (3) 説明会に際し、町長の諮問を受けて意見書を提出すること。
 - (4) その他この条例による政治倫理の確立を図るため、町長の諮問を受けた事項につき調査、答申、勧告又は建議をすること。
- 2 審査会は、前項の職務を行うため、関係人から事情聴取、資料提供等必要な調査を行うことができる。

(資産等報告書の審査)

第8条 議長は、第4条の規定により提出された議員の資産等報告書の写しを町長に送付し、町長は、町長等及びその他の特別職の資産等報告書の写しとともに、これを毎年6月15日までに審査会に提出し、審査を求めなければならない。

- 2 審査会は、前項の規定により審査を求められたときは、審査を求められた日から起算して90日以内に意見書を作成し、町長に提出しなければならない。
- 3 審査会は、資産等報告書に疑義があるときは、調査を行うものとする。この調査は、報告義務者に対する事情聴取、資料提出要求等のほか、その関係者に対しても必要な調査を行うことができる。

(資産等報告書及び意見書の閲覧)

第9条 町長は、前条第2項の規定により提出された意見書を提出された日から15日以内に町民の閲覧に供するとともに、その要旨を広報紙等に速やかに掲載しなければならない。

- 2 議員に係る意見書については、町長は、その写しを議長に送付しなければならない。
- 3 資産等報告書及び意見書の閲覧期間は、閲覧開始の日から5年間とする。
- 4 町民は、閲覧により知り得たことをこの条例の目的に沿うように適正に活用しなければならない。

(町民の調査請求権)

第10条 町民は、次に掲げる理由があるときは、これを証する資料を添えて、町長等及びその他の特別職に係るものについては町長に、議員に係るものについては議長に調査を請求することができる。

- (1) 資産等報告書に疑義があるとき。
 - (2) 政治倫理基準に反する疑いがあるとき。
 - (3) 町工事等に関する遵守事項に違背する疑いがあるとき。
- 2 前項の規定により調査の請求がなされたときは、議長は議員に係る調査請求書及び添付資料の写しを町長に送付し、町長は町長等、その他の特別職又は議員に係る調査請求書及び添付資料の写しを審査会に、直ちに提出し、調査を求めなければならない。
 - 3 審査会は、前項の規定により調査を求められたときは、請求を受けた日から90日以内に、その調査結果を町長に文書で回答しなければならない。
 - 4 議員に係る回答については、町長は、その写しを議長に送付しなければならない。
 - 5 町長及び議長は、第3項の規定による回答があった日から7日以内に、その写しを請求者に送付しなければならない。

(虚偽報告等の広報)

第11条 町長は、審査会の意見書に資産等報告書の提出の遅滞、虚偽の報告又は調査に協力しなかった等の指摘があったときは、その旨を広報紙等で、速やかに、公表しなければならない。

2 前条の規定に基づく審査会の調査結果についても、前項の規定を準用する。

(職務関連犯罪容疑による逮捕後の説明会)

第12条 町長等、議員又はその他の特別職が刑法（明治40年法律第45号）第197条から第197条の4までの各条及び第198条に定める贈収賄罪その他職務に関連する犯罪（以下「職務関連犯罪」という。）の容疑による逮捕後、引き続きその職にとどまろうとするときは、町長等及びその他の特別職にあつては町長に、議員にあつては議長に、町民に対する説明会の開催を求めることができる。この場合において、当該町長等、議員又はその他の特別職は、説明会に出席し、釈明するものとする。

(職務関連犯罪容疑による起訴後の説明会)

第13条 町長等、議員又はその他の特別職が職務関連犯罪による起訴後、引き続きその職にとどまろうとするときは、町長等及びその他の特別職にあつては町長に、議員にあつては議長に、町民に対する説明会の開催を求めなければならない。この場合において、当該町長等、その他の特別職又は議員は、説明会に出席し、釈明しなければならない。

2 町民は、前条又は前項の規定による説明会が開催されないときは、[法](#)第18条に定める選挙権を有する者50人以上の連署をもって、説明会の開催を請求することができる。

3 前項の規定による開催請求は、逮捕後の説明会にあつては起訴又は不起訴の処分がなされるまでの間に、起訴後の説明会にあつては起訴された日から50日以内に、町長等及びその他の特別職に係るものについては町長に、議員に係るものについては議長を通じて行うものとする。

4 町民は、説明会において当該町長等、議員又はその他の特別職に質問することができる。

5 町長は、説明会の開催に関して審査会にあらかじめ諮問し、意見書の提出を求めなければならない。

6 議員に係る意見書については、町長は、その写しを議長に送付しなければならない。

(職務関連犯罪による第1審有罪判決後の説明会)

第14条 前条の規定は、町長等、議員又はその他の特別職が前条の罪による第1審有罪判決の宣告を受け、なお、引き続きその職にとどまろうとする場合に準用する。ただし、開催請求の期間は、判決の日から30日を経過した日以後20日以内とする。

(職務関連犯罪による有罪確定後の措置)

第15条 町長等、議員又はその他の特別職が前条の有罪判決の宣告を受け、その刑が確定したときは、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条第1項の規定により失職する場合を除き、町長等、その他の特別職又は議員は、町民全体の代表者としての品位と名誉を守り、町政に対する町民の信頼を回復するため、辞職手続を執るものとする。

2 町長等、その他の特別職又は議員が前項の刑の確定以後は、町長又は町議会議員等の選挙

及び公職の候補者となることを辞退するものとする。

(町工事等に関する遵守事項)

第16条 次の各号に掲げる事項について、遵守するものとする。

(1) 町長等及びその他の特別職の配偶者及び1親等以内(姻族を除く。)又は同居の親族並びに町長等及びその他の特別職が役員をしている企業又は町長等及びその他の特別職が実質的に経営に携わる企業は、法第142条、第166条及び第180条の5の規定の趣旨を尊重し、町が行う工事等の請負契約、下請工事、業務委託契約及び一般物品納入契約を辞退し、町民に疑惑の念を生じさせないように努めなければならない。

(2) 議員の配偶者及び1親等以内(姻族を除く。)又は同居の親族並びに議員が役員をしている主たる企業又は議員が実質的に経営に携わる主たる企業は、法第92条の2の規定の趣旨を尊重し、町が行う工事等の請負契約、下請工事、業務委託契約及び一般物品納入契約を年額300万円までとし、町民に疑惑の念を生じさせないように努めなければならない。

2 前項に規定する「実質的に経営に携わる」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 町長等、議員及びその他の特別職が資本金その他これらに準ずるものの3分の1以上を出資していること

(2) 町長等、議員及びその他の特別職が年額300万円以上の報酬(顧問料その他の名目を問わない。)を受領していること

(3) 町長等、議員及びその他の特別職がその経営方針に関与していること

3 同条第1項第1号及び第2項に該当する町長等及びその他の特別職は、町民に疑惑の念を生じさせないため、責任を持って関係者又は関係企業の辞退届を提出しなければならない。

4 前項の辞退届は、町長等及びその他の特別職の任期開始の日から30日以内に、町長に提出するものとする。

5 議長は、同条第1項第2号及び第2項に該当する工事等の請負契約、下請工事、業務委託契約及び一般物品納入契約の内容について、町長に送付するものとする。

6 町長は、次の各号に掲げる事項について広報紙等で、速やかに、公表しなければならない。

(1) 第4項の規定による辞退届の提出状況

(2) 前項に規定する工事等の請負契約、下請工事、業務委託契約及び一般物品納入契約の状況

(遵守事項違反に関する措置)

第17条 前条に違反している疑いがある場合又は町民から調査請求があった場合、町長及び議長は、速やかに、審査会に調査を依頼しなければならない。

2 前項の規定により審査した結果、審査会において、前条の規定に違反しているとの結果が出た場合は、町長は、当該契約をしてはならない。この場合において、町長は、その旨を町広報で公表するものとする。

(その他政治倫理基準に反する行為に関する措置)

第18条 その他この条例に定める政治倫理基準に反する行為をした疑いがある場合は、前条の規定に準じ、町長及び議長は、審査会に調査を依頼しなければならない。

2 審査会においてこの条例に違反しているとの結論が出た場合は、町長は、その旨を町広報で公表するものとする。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。